

東久留米市避難行動要支援者 避難支援計画

令和6年2月

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 基本的な考え方 | 1 |
| 1. 背景..... | 1 |
| 2. 計画の目的..... | 1 |
| 3. これまでの取組み..... | 1 |
| 4. 本計画の位置づけ..... | 2 |
| 第2章 避難行動要支援者名簿の作成及び活用 | 3 |
| 1. 避難行動要支援者の範囲..... | 3 |
| 2. 避難行動要支援者名簿の作成..... | 4 |
| 3. 避難支援等関係者..... | 6 |
| 4. 避難行動要支援者名簿の活用..... | 7 |
| 5. 名簿の適正管理..... | 10 |
| 第3章 個別避難計画の作成等 | 11 |
| 1. 個別避難計画の作成..... | 11 |
| 2. 個別避難計画を連携して作成する関係者..... | 11 |
| 3. 優先度を踏まえた個別避難計画の作成..... | 12 |
| 4. 個別避難計画の作成方法..... | 14 |
| 5. 個別避難計画の活用..... | 14 |
| 6. 個別避難計画の適正管理..... | 14 |
| 7. 個別避難計画の更新..... | 14 |
| 第4章 避難支援体制 | 15 |
| 1. 市の避難支援体制..... | 15 |
| 2. 地域における避難支援体制..... | 15 |
| 第5章 避難所等における支援 | 16 |
| 1. 避難所における支援..... | 16 |
| 2. 二次避難所の指定..... | 16 |
| 3. 二次避難所の開設..... | 16 |
| 第6章 情報伝達 | 17 |
| 1. 市による情報伝達..... | 17 |
| 2. 避難情報の発令..... | 18 |
| 3. 避難支援等関係者による情報伝達..... | 18 |
| 資料編 | 19 |

第1章 基本的な考え方

1. 背景

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

こうした教訓を踏まえ、国は平成25年に災害対策基本法を改正し、災害時に特に避難支援が必要となる「避難行動要支援者」に対し実効性のある避難支援がなされるよう、市町村に避難行動要支援者名簿の作成等を義務付け、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することなどが規定されました。また、同年8月には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」）も示されました。

しかし、近年の風水害（令和元年台風19号や令和2年7月豪雨等）においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされ、全国的に地域での避難支援体制の整備が求められています。

2. 計画の目的

本計画は、国の「災害対策基本法」及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、東久留米市における避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図ることにより、安全・安心な地域づくりを強化することを目的とします。

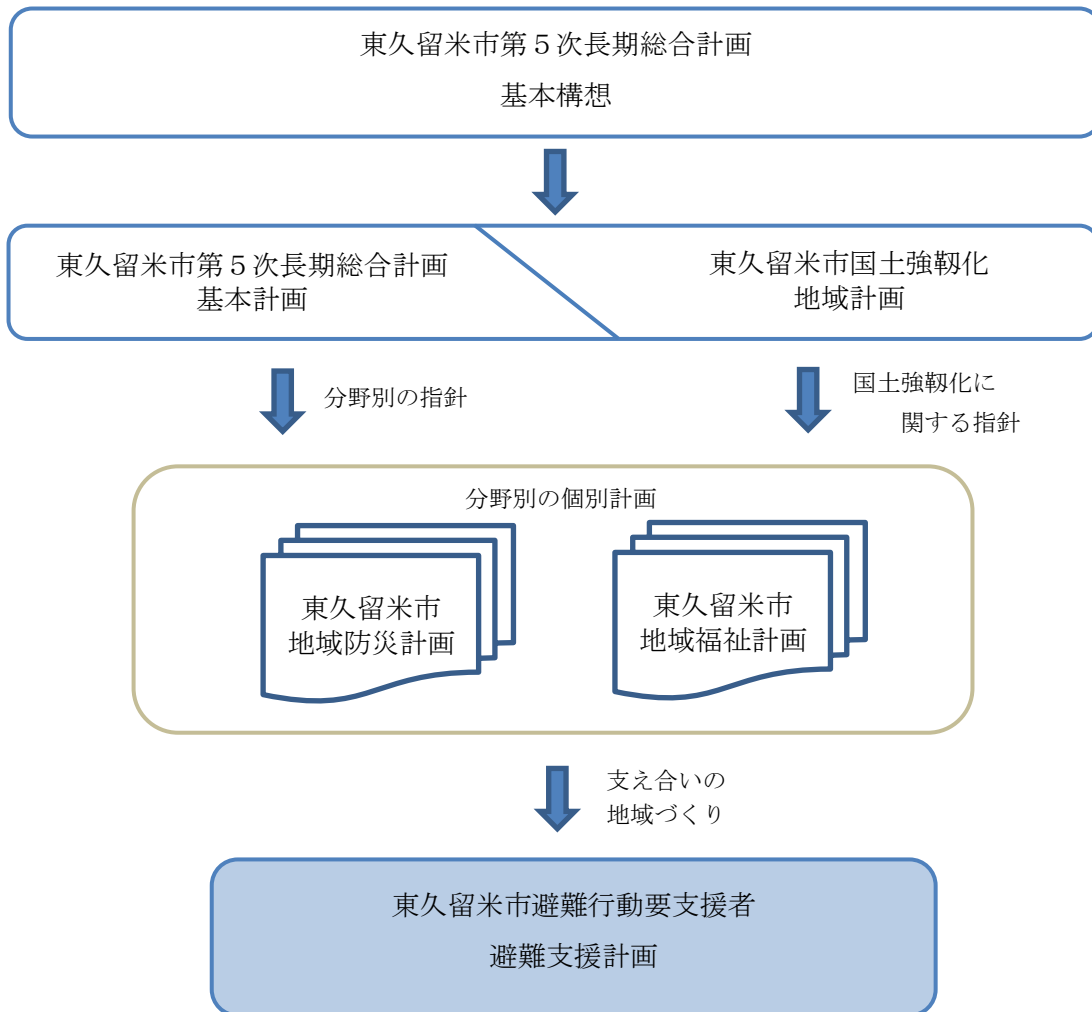
3. これまでの取組み

本市では、平成21年に東久留米市災害時要援護者登録支援制度を創設し、本人からの申し出により災害時要援護者名簿を作成してきました。また、平成24年には「東久留米市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを定め、取組みを進めてきました。

4. 本計画の位置づけ

本計画は、これまでの「東久留米市災害時要援護者避難支援計画」を改め、「東久留米市地域防災計画」及び「東久留米市地域福祉計画」の下位計画として、避難行動要支援者の避難支援等について、基本的な方針や進め方等の必要な事項を定めたものです。

■本計画と他の計画の関係



第2章 避難行動要支援者名簿の作成及び活用

1. 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、「要配慮者¹のうち、災害時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいいます。

避難行動要支援者の範囲は、市内在宅で以下に該当する方で、およそ12,000人（令和5年4月時点）となっています。

■ 避難行動要支援者の範囲

| 区分 | 範囲 |
|--------------|--|
| 高齢者等 | ① 75歳以上の一人暮らしの者 ② 介護認定区分が要介護1～5の者 |
| 障害者 | ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者 ③ 愛の手帳1～3度の交付を受けている者 |
| その他支援を必要とする者 | 自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者 |

※社会福祉施設等へ入所や医療機関等へ長期入院している方は、当該施設内での共助によって安全確保等の対応が可能であると考えられるため、対象としません。

※従来の「東久留米市災害時要援護者登録・支援制度」へ登録している方は、避難行動要支援者名簿の対象とします。

¹ 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの方

2. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 名簿の作成

市は、災害時に避難支援等関係者が避難行動要支援者に対し円滑かつ迅速に避難支援を行えるよう災害対策基本法第49条の10第1項に基づき名簿を作成します。また、これまでの「災害時要援護者登録・支援制度実施規程」を廃止し、新たに「避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱」を制定します。

(2) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿へ記載する情報は以下のとおりとします。

■名簿の記載事項

| | |
|------|--|
| 記載事項 | <ul style="list-style-type: none">・登録番号・氏名（カナ・漢字）・性別・年齢（生年月日）・住所（又は居住地）・電話番号その他連絡先・避難支援等を必要とする事由・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |
|------|--|

(3) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、対象者を把握するため、市の関係部署で保有している要介護認定者や障害者手帳所持者等の情報を集約します。避難行動要支援者の範囲及び担当部署は、以下のとおりです。

■名簿情報の入手先

| 区分 | 担当部署 | 範囲 |
|--------------|------------------|--|
| 高齢者等 | ①福祉総務課 ②介護福祉課 | ① 75歳以上の一人暮らしの者 ② 介護認定区分が要介護1～5の者 |
| 障害者 | ①～③ 障害福祉課 | ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 視覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 聴覚障害4級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者 ③ 愛の手帳1～3度の交付を受けている者 |
| その他支援を必要とする者 | 防災防犯課等 | 自ら支援を希望する者等、名簿への掲載を求める者の中で、市長が必要と認める者 |

3. 避難支援等関係者

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者とは、災害時等において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の実施に携わる関係者です。市では、以下に掲げる団体を避難支援等関係者と位置づけています。なお、避難支援等関係者による平常時及び災害時等の支援は、共助の仕組みの一つであることから、各団体の事情に応じて可能な範囲で実施していただくものです。

■市が定める避難支援等関係者

| NO | 避難支援等関係者 |
|----|---------------------|
| 1 | 田無警察署 |
| 2 | 東久留米消防署 |
| 3 | 東久留米市社会福祉協議会 |
| 4 | 民生委員 |
| 5 | 自治会及び自主防災組織等 |
| 6 | その他の避難支援等の実施に携わる関係者 |

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難支援は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全が確保された上で、状況に応じて可能な範囲で行う支援活動であることを念頭に置き、危険を冒してまでの無理な支援は避けることが基本となります。また、避難行動要支援者への避難支援は、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的責任や義務を負うものではありません。

4. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 事前の名簿情報の提供

災害時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を速やかに行うためには、避難行動要支援者本人にとって身近な避難支援等関係者が名簿情報を事前に把握しておくことが重要です。市は、災害の発生に備え、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人等より同意を得られた場合は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に基づき、名簿情報を紙媒体で提供します。

そのため、市では、避難行動要支援者の要件を満たすすべての方を掲載した名簿（全体名簿）と同意を得た方のみを抽出した名簿（同意者名簿）の 2 種類の名簿を作成します。

■名簿の提供先及び提供範囲

| NO | 避難支援等関係者 | 名簿の提供範囲 |
|----|---------------------|-----------------------------|
| 1 | 田無警察署 | 市全域の名簿登録者の情報 |
| 2 | 東久留米消防署 | |
| 3 | 東久留米市社会福祉協議会 | |
| 4 | 民生委員 | 担当や所管する地域に所在する避難行動要支援者のみの情報 |
| 5 | 自治会及び自主防災組織等 | |
| 6 | その他の避難支援等の実施に携わる関係者 | |

【根拠】災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

■名簿の種類

| 種類 | 全体名簿 | 同意者名簿 |
|------|-----------------------------|---|
| | | 対象者 |
| 活用 | 災害時の安否確認、避難支援等に活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時の地域で取り組む訓練等に活用 ・ 災害時の安否確認、避難支援等に活用 |
| 外部提供 | 災害時 | 平常時、災害時 |
| 保管先 | 市 | 市及び避難支援等関係者（警察、消防、社会福祉協議会、民生委員、自治会及び自主防災組織 等） |
| 根拠法令 | 災害対策基本法 第 49 条の 10 第 1 項 | 災害対策基本法 第 49 条の 11 第 2 項 |

（２）同意の確認方法

市は、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供する場合は、避難行動要支援者の同意（以下「本人の同意」という。）を得るものとします。

- ① 本人の同意を確認する際は、文書及びオンライン申請により確認することを基本とします。
- ② 認知症の症状や重度の障害があることなどにより、同意によって生じる結果について判断する能力を有しないと認められる避難行動要支援者に対しては、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、本人の同意があったものとして取り扱うこととします。

(3) 災害時の名簿情報の提供

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要と認めたときは、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項に基づき、避難行動要支援者から同意を得ていない場合であっても避難支援等に必要な限度で田無警察署、東久留米消防署を始め、必要と判断した避難支援等関係者その他の者へ名簿情報（全体名簿）を提供します。

【根拠】 災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

5. 名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法や個人情報の保護に関する法律及び東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

(1) 本市における名簿情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿について、電子データで管理するとともに災害発生時等に迅速活用できるよう紙媒体でも保管します。電子データでの管理は、部外の職員が閲覧することができないよう、閲覧・更新する職員をあらかじめ指名し、パスワード等を付与して管理します。また、紙媒体での管理は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外の閲覧ができないよう厳重に管理します。

(2) 名簿情報提供に際し情報漏えいの防止措置等

名簿情報には、秘匿性の高い個人情報が含まれているため、避難支援等関係者に名簿情報を提供するにあたり、情報漏えいを防止するため、以下の事項等を定めた協定を締結します。市が求める措置は以下のとおりとします。

- ①「避難行動要支援者名簿等受領書」を提出すること
- ②名簿情報を避難支援等の目的外に使用しないこと
- ③名簿情報の取扱者を限定すること
- ④必要以上に名簿情報を複製しないこと
- ⑤名簿を施錠可能な場所へ保管すること
- ⑥名簿の更新等により使用しなくなった名簿は、速やかに市へ返却すること
- ⑦避難支援等関係者でなくなった場合は、速やかに市へ返却すること

【根拠】 災害対策基本法第 49 条の 12

市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 個別避難計画の作成等

1. 個別避難計画の作成

個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じて適切に避難誘導等ができるよう、あらかじめ個別に定めておく計画であり、地域における共助の取組みに役立てるものです。

個別避難計画には、名簿情報と同様に、避難行動要支援者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号等の基本的な情報に加えて、避難支援等実施者や心身の状況、避難場所、避難経路、避難支援の際の留意事項等も記載します。

個別避難計画の作成を通して、本人だけでなく、その家族や関係者も含めて災害対応への意識を醸成し、共助の仕組みの強化を図ります。

市では、災害対策基本法第49条の14に基づき避難行動要支援者の意向を尊重しながら、避難支援等関係者と連携して個別避難計画の作成を進めます。

【根拠】 災害対策基本法第49条の14第1項

市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2. 個別避難計画を連携して作成する関係者

市は、個別避難計画の作成に当たり、庁内の防災・福祉などの関係各課のほか、庁外の民生委員、社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、福祉専門職などの関係者と連携して取組みを進めます。

3. 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

(1) 国が示す優先度を踏まえた個別避難計画の作成

国の取組指針では、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であると示されており、優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられています。

<国の取組指針 一部抜粋> 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

(1) 地域におけるハザードの状況

浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等）

※個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきである。

(2) 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

※心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命にかかわる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。

(3) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

※家族が高齢者や障害者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。

(2) 東久留米市の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

本市においては、国の取組指針を踏まえ、避難行動要支援者のお住まいの「ハザードの状況」、「心身の状況」及び「独居等の居住実態」等を勘案し、避難行動要支援者の中でも、特に災害時において支援が必要な方を「優先度が高い方」として範囲を定め、重点的に個別避難計画の作成に取り組みます。

■東久留米市の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

| 状況 | | 区分 |
|---------------|---|---|
| 単身世帯で | (1) ハザードの状況 | 【黒目川及び落合川流域の浸水予想区域 2 m 以上】 ※以下の地域のうち一部 本町一・二丁目、小山一・二丁目、 神宝町一丁目、南沢一丁目 |
| | | 【土砂災害警戒区域】 ※以下の地域のうち一部 小山二・四丁目、浅間町一～三丁目、 金山町二丁目、神宝町二丁目、南沢一・二丁目、 |
| | (2) 心身の状況 | 要介護度が 3 から 5 までの方 |
| | | 身体障害者手帳 1、2 級の所持者のうち、 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の方 |
| | | 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者 |
| | 療育手帳（愛の手帳） 1、2 度の所持者 | |
| (3) 社会的孤立等の状況 | その他（同居する世帯員全員が要支援者、日中独居など、特別な事情がある方で市に申出をした方） | |

単身世帯で、(1) ハザードの状況のいずれかに該当し、かつ、(2) 心身の状況のいずれかに該当する方を対象とします。また、(3) 社会的孤立等の状況に該当する方については、個別に対応します。

※東京都が定める「災害時個別支援計画」を作成した在宅人工呼吸器使用者については、内容が重複することから、市による個別避難計画の作成は行いません。

4. 個別避難計画の作成方法

市では、以下の2つの方法で個別避難計画の作成を進めます。

(1) 市が優先的に支援する計画づくり

「優先度の高い避難行動要支援者」については、関係機関等と連携して個別避難計画の作成を進めます。対象者の方には、市から個別に通知します。

(2) 本人・地域記入の計画づくり

本人が記入、あるいは本人の状況によっては、本人の家族や自治会、自主防災組織等が記入を支援し個別避難計画を作成する。

5. 個別避難計画の活用

市は、個別避難計画情報について、名簿情報と同様に、本人の同意が得られた場合には、災害対策基本法第49条の15第2項に基づき避難支援等関係者に事前に提供します。個別避難計画情報の事前提供により、地域の支援者や避難支援等関係者が、避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討を行うことができ、避難行動要支援者ごとの避難支援等の実効性を高めることができます。

災害時等には、作成された個別避難計画を基に避難支援等関係者等が可能な範囲で避難行動要支援者の状況を確認しながら、在宅避難の確認や避難所までの避難支援等を行います。

6. 個別避難計画の適正管理

個別避難計画情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、名簿情報の取扱いと同様に、厳重に管理します。（「2章5「名簿の適正管理」を参照）

7. 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難支援等の実効性を高めることにつながります。避難行動要支援者本人や家族、福祉専門職等から変更の届出があった場合には、随時更新を行います。

第4章 避難支援体制

避難行動要支援者の支援体制を強化することを目的に、平常時から庁内各部や庁外の関連機関との連携・協力を図り、併せて災害時に避難行動要支援者の安否確認等の情報共有体制や支援、避難誘導を適切に行うため、以下の体制を整備します。

1. 市の避難支援体制

市は、避難行動要支援者に対する避難支援を適切に実施するため、東久留米市地域防災計画に基づき、災害対策福祉保健部の下に要支援者・二次避難所班を設置し、避難支援、状況の把握及び二次避難所の設置・運営等に取り組みます。

■要支援者・二次避難所班の分掌事務等

| 担当課 | 分掌事務 |
|------------------------------|---|
| 障害福祉課、介護福祉課、 保険年金課に所属する職員 | 1 施設利用者の避難及び救護の指示に関すること 2 避難行動要支援者、要配慮者対策に関すること 3 二次避難所（福祉避難所）の設置に関すること 4 後方収容施設へのあっせんに関すること |

2. 地域における避難支援体制

市から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から地域の支援体制の充実・強化に努めます。また、災害が発生した場合には、避難支援等関係者等は、安全に留意しつつ、名簿情報等に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う体制を確立し、避難支援等に努めます。

第5章 避難所等における支援

1. 避難所における支援

被災後の生活において、避難行動要支援者にとって必要な支援体制や環境が整っていないため、生命が失われることや、その他重大な事態を招くことがないように留意する必要があります。このことから、市は、避難所等における良好な生活環境の整備に努めます。

2. 二次避難所の指定

市では、心身の健康状態や障害があることなどにより、指定避難所において生活を続けることが困難な方が避難できる施設として、市内に36箇所の二次避難所を指定しています（令和5年11月時点）。市は、これらの施設に対して、二次避難所の役割について説明を行うとともに、要配慮者の支援に必要な事項について事前に協議等を行い、支援体制の整備を進めます。

3. 二次避難所の開設

市は、災害発生時に避難所を開設した際には、職員を派遣し避難行動要支援者の避難状況を把握し、災害対策本部へ報告します。災害対策本部は、各避難所における避難行動要支援者の避難状況を勘案し、二次避難所に指定している施設の受入れ態勢を確認の上、二次避難所の開設を決定します。なお、二次避難所での人的資源が不足する場合には、東京都へ応援を要請します。

二次避難所への移送については、避難行動要支援者の家族などに協力を依頼するとともに、市が締結している災害協定等を活用します。

第6章 情報伝達

1. 市による情報伝達

避難行動要支援者は、避難に関する情報を適切に受け取ることや情報に基づいて判断・行動することが困難な場合があります。市では、避難情報その他の災害情報が迅速に伝達されるように、複数の手段を用いて迅速かつ的確に情報伝達を行います。

| NO. | 市の情報伝達手段 | 音声 | 文字 |
|-----|-----------------------|--------------|----|
| 1 | 防災行政無線 | ○ | |
| 2 | 防災行政無線自動電話応答サービス | ○ | |
| 3 | 安心くるめーる（事前登録者） | | ○ |
| 4 | 市公式SNS | | ○ |
| 5 | エリアメール・緊急速報メール | | ○ |
| 6 | 全国瞬時警報システム（Jアラート） | ○ | |
| 7 | 協定にもとづく放送事業者による放送 | ○ | |
| 8 | 警察署、消防署及び消防団への要請・広報車両 | ○ | |
| 9 | 市ホームページへの掲載 | ○ ※読み上げ機能 | ○ |

2. 避難情報の発令

令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）」が改定され、警戒レベルに応じた「取るべき行動」や「行動を促す情報」が整理されました。市は、災害時等において、同ガイドラインに基づき、次の表のとおり判断基準を定め避難情報を発令します。

■避難情報等に応じた取るべき行動

| 警戒レベル | 状況 | 取るべき行動 | 市・気象庁からの避難・気象情報 |
|-------|--------------|----------------|-----------------|
| 5 | 災害発生または切迫 | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保（市） |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市） |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難（市） |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの防災行動を確認する | 大雨、洪水注意報（気象庁） |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報（気象庁） |

3. 避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、自身の安全確保に留意しつつ、名簿情報等を活用して、避難行動要支援者等に対する情報伝達に努めます。

資料編

1 検討経過

| 年月日 | 会議名 | 内容 |
|----------------|-----------------------------|---|
| 令和5年 4月18日 | 第1回東久留米市避難行動 要支援者対策検討委員会 | 1 東久留米市避難行動要支援者対策検討委員会について 2 避難行動要支援者対策の進め方について 3 東久留米市避難行動要支援者避難支援計画について |
| 令和5年 8月22日 | 第2回東久留米市避難行動 要支援者対策検討委員会 | 1 避難行動要支援者避難支援計画 1～3章(案) 2 意見聴取について 3 取り組みスケジュールについて |
| 令和5年 10月3日 | 第3回東久留米市避難行動 要支援者対策検討委員会 | 1 意見聴取の結果について 2 課題事項について 3 令和6年度予算要求について 4 取り組みスケジュールについて |
| 令和5年 11月13日 | 第4回東久留米市避難行動 要支援者対策検討委員会 | 1 計画素案に対する意見聴取の結果について 2 行政法律相談の結果について 3 避難行動要支援者避難支援計画(素案)について 4 各課の役割分担について |
| 令和6年 1月23日 | 第5回東久留米市避難行動 要支援者対策検討委員会 | 1 計画素案に対するパブリックコメントの結果について 2 避難行動要支援者避難支援計画(案)について 3 避難行動要支援者システムの導入について |

2 市民意見等の聴取

主任介護支援専門員連絡会及び指定特定相談支援事業所部会からの意見聴取(個別避難計画の様式)

募集期間 令和5年8月24日(木曜日)～令和5年9月8日(金曜日)

意見提出者数 5事業所 意見件数 14件

主任介護支援専門員連絡会及び指定特定相談支援事業所部会からの意見聴取(計画素案)

募集期間 令和5年10月5日(木曜日)～令和5年10月31日(火曜日)

意見提出者数 1事業所 意見件数 6件

パブリックコメントの実施(計画素案)

募集期間 令和5年12月4日(月曜日)～令和5年12月25日(月曜日)

意見提出者数 1名 意見件数 4件

3 東久留米市避難行動要支援者対策検討委員会設置要綱

令和5年3月20日訓令乙第24号

東久留米市避難行動要支援者対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1 災害時における避難行動要支援者の避難行動支援について検討するため、東久留米市避難行動要支援者対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 避難行動要支援者避難支援計画の策定に関すること。
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関すること。
- (3) 個別避難計画の作成及び活用等に関すること。
- (4) その他避難行動要支援者対策に必要と認められること。

2 委員会は、前項第1号の調査及び検討の結果について、東久留米市長に報告するものとする。

(組織)

第3 委員会の委員は、別表1のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には環境安全部長を、副委員長には福祉保健部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(意見の聴取)

第6 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7 委員会は、第2第1項に掲げる事項の調査及び検討に際し、必要に応じて委員会の下に東久留米市避難行動要支援者対策検討部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会員は別表2のとおりとする。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、環境安全部防災防犯課防災防犯担当主査とし、副部会長は、福祉保健部福祉総務課福祉政策係長とする。

5 部会長は、部会を主宰する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会及び部会の庶務は、環境安全部防災防犯課において行う。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第3関係)

| |
|-------------|
| 委員 |
| 環境安全部長 |
| 福祉保健部長 |
| 環境安全部防災防犯課長 |
| 福祉保健部福祉総務課長 |
| 福祉保健部障害福祉課長 |
| 福祉保健部介護福祉課長 |

別表2 (第7関係)

| |
|---------------|
| 部会員 |
| 防災防犯課防災防犯担当主査 |
| 福祉総務課福祉政策係長 |
| 福祉総務課高齢者福祉係長 |
| 障害福祉課管理係長 |
| 障害福祉課福祉支援係長 |
| 介護福祉課介護サービス係長 |
| 介護福祉課地域ケア係長 |

東久留米市避難行動要支援者

避難支援計画

令和6年2月

発行／東久留米市

編集／東久留米市環境安全部防災防犯課

住所／〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話／042-470-7777 (代)

FAX／042-470-7807

E-mail／bosaibohan@city.higashikurume.lg.jp